

■議会事務局から

第2回愛南町議会議員研修会・意見交換会を行いました

第2回目となる愛南町議会研修会が行われ、町議会議員15名が参加しました。

最初に、宇和島地区広域事務組合から、汚泥再生処理センター建設事業及び新ごみ処理施設整備事業について整備スケジュール等の説明を受けました。

次に、町税務課から「国民健康保険税の制度について」と題し、課税方法や県内の保険税(料)試算状況等についての研修を行いました。

また、同日「愛南町議会議員・各種農林業団体等役員意見交換会」がホテルサンパールで行われ、町議、各種農林業団体の役員など約60名が参加しました。同会では、まず認定農業者協議会の吉田浩さん(吉田農園代表者)から、全国農業コンクール全国大会で名誉賞に輝いた「河内晩柑の直接販売への取組」についての発表がありました。続いて、青年農業者協議

会、愛南生活研究協議会、愛・レディースネット、各部会、森林組合から活動内容等についての報告、町農林課からの各種事業概要等についての説明があり、質疑等を行いました。その後、開催された懇親会では、今後の愛南町の農林業等の推進に向けた環境整備等についての意見を交換し、お互いに理解を深める会となりました。



10/18

議員・各種農林業団体等役員意見交換会

■水産振興室から

赤潮被害軽減の方策を探る

近年、宇和海沿岸で赤潮被害が頻発し、本町でも赤潮の発生メカニズムや養殖業対策についての関心が高まる中、他県の赤潮防除の取組を学ぶことを目的として、「平成25年度第1回愛南町水産セミナー」を御荘文化センターで開催しました。

セミナーでは、赤潮被害対策の先進地である鹿児島県からお招きした折田和三先生(鹿児島県水産技術開発センター研究主幹)が、海上の粘土散布による赤潮防除についての取組を紹介しました。会場には、町内をはじめ、宇和海沿岸の漁業関係者約120名が来場して熱心に耳を傾けました。

折田先生は講演の中で、海上の粘土散布は粘土中のアルミニウムイオンが赤潮生物に作用して細胞を破壊し、さらには凝集・沈降させることで海中の赤潮生物の致死濃度が下がり、養殖魚類のへい死を免れるといった粘土散布のメカニズムを説明

しました。続いて、「餌止め」や「いけす沈下」など、鹿児島県で実施している他の被害対策も紹介しました。折田先生は、粘土散布による防除は緊急的対策であるとし、日頃からの定期的なモニタリングの重要性を促しながら、「赤潮の種類によっては被害を与える養殖品種が違うため、同じ海域を利用して水産関係者間の調整が必要である」と来場者に説明しました。



10/29

第4回 町議会臨時会

10/21 本庁議場で、平成25年第4回議会臨時会を開催し、

「H25深浦漁港海岸保全施設整備工事請負契約の変更について」及び銭坪地区の漁業環境改善を図ることを目的とした「公有水面の埋

立てについて」の2議案を原案のとおり可決しました。

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。なお、公開には2か月程度かかりますので、ご了承ください。

■消防本部から

防火の輪を広げよう

11/9 火災が発生しやすい季節を迎え、秋の全国火災

予防運動に合わせて町全体に防火の輪を広げようと、御荘保育所幼年消防クラブや平城小学校少年消防クラブ、同校バトン・トランペット鼓隊など約180名が参加して御荘防火パレードを実施しました。

出発式では、幼年消防クラブの大西駿斗さんと井上直央ちゃんが「火遊びはしません、させません」と、また、少年消防クラブの上岡大悟さんと梶田陽香さん



は「火災をなくし、すばらしい私たちの町を守ります」と元氣よく防火宣言を行いました。続いて、ポンプ車を先頭に御荘支所から御荘夢創造館までの約1kmをパレードし、道行く人などに火の用心を呼びかけました。

よりよい高齢化社会づくりのため、共に考えよう

急速に進む高齢化社会が抱える問題について地域全体で考え、支え合いの仕組づくりのきっかけにすることを目的に、

御荘文化センターで「第1回あいなん『活き生き』推進大会」を開催しました。

式典では、町内小・中学校から応募があった、本大会テーマでもある『いくつになっても自分らしく暮らすために』を題材とした作文や絵画の優秀作品の表彰があり、尾崎大晟くん（一本松中3年）が最優秀賞を受賞した作文を発表しました。

続いて、町内有志による「ひまわり一座」が介護予防推進・啓発劇を披露し、劇中紹介された「健康体操」で来場者の皆さんもいっしょになって体を動かしました。

また、人気テレビ番組「笑点」の座布団運びでお馴染みの山田隆夫さんが「笑いは健康長寿のもと」と題して講演し、軽快なトークで会場から笑いを誘いました。

会場フロアには、介護予防に関する展示や各種団体の活動を紹介するコーナーが設けられるなど、本大会を通して、来場

者一人一人が高齢化社会について改めて考える意義深い一日となったようでした。

【本大会での作文・絵画表彰者は次のとおり（最優秀、優秀賞を掲載）】

作文の部

最優秀賞 尾崎大晟くん（一本松中3年）

優秀賞 「幾つになっても自分らしく」

和田 楓さん（城辺中2年）

「大切な存在」

絵画の部

最優秀賞

草木原寧子さん（船越小6年）

「やさしいおばあちゃん」

優秀賞

山川滉平くん（緑小6年）

「いっしょに防災頭巾作り」



作文を発表する尾崎大晟くん



■総務課から

屋外放送の放送時間等の変更についてお知らせ します

平成26年1月から、防災行政 送を中止します。
無線の屋外放送が次のとおり変 送を中止します。
更となります。 ・屋の定時放送は、屋内放送と
時間と夜の間をずらして屋外放送を行います。
・朝と夜の定時放送は、屋外放 時間と夜の間をずらして屋外放送を行います。

	朝の定時放送	昼の定時放送	夜の定時放送
屋内放送	従来どおり 8時から 放送します。	従来どおり 12時30分から 放送します。	従来どおり 18時30分から放送します。 (春・夏は19時30分から)
屋外放送	放送しません。	12時40分以降に 放送します。	放送しません。

※災害時等の緊急放送については従来どおりです。

問合せ 総務課 TEL 7211211

■農業支援センターから

愛南グリーン・ツーリズム 「みかん収穫体験」の参加者を募集します

ご家族・ご友人などお誘い合
わせの上、ぜひご参加くださ
い。

日時 12月14日(土)

午前10時～(雨天中止)

場所 緑

定員 10名(先着順)

参加費 1人 1,000円

申込み・問合せ 農業支援センター

TEL 7217311



■財産管理課から

公営住宅の入居者を募集します

現在、空室となっている公営住宅の入居者を募
集します。

公営住宅の概要

- ①単身者でも申込みできる場合もありますが、世帯を有している方を優先します。
- ②入居には、連帯保証人が2名必要です。また、敷金は月額家賃の3か月分、共益費は別途必要です。なお、入居まで多少時間のかかる場合もあります。

申込受付期間

12月16日(月)～25日(水)

入居者資格

(次のすべての条件を満たしていること。)

- ①住宅にお困りの方、町内に居住を希望する方
- ※持ち家のある方は原則として申込資格はありませんが、特別な事情の場合は別途相談をお受けします。ただし、公営住宅に住んでいる方は、公営住宅への入居資格はありません。
- ②町税等を滞納していない方
- ③暴力団員でない方

※ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

④収入基準(月額所得) 15万8千円以下

申込み

住宅ごとの申込みとなり、財産管理課又は各支所で入居の申込手続きが行えます。

問合せ 財産管理課 TEL 7217310

住宅名称及び所在地	構造等	間取り	月額家賃	駐車場
中浦団地(2階5号室、3階7号室) 中浦1677番地1	RC造3階建 (築35年)	3DK 56.3㎡	9,100円～ 13,600円	有

■地域包括支援センターから

高齢者の方におくすり手帳カバーを配布します

愛南町では、高齢者の服薬や健康に関する情報を1冊にまとめて管理できるよう、おくすり手帳カバー「くすりとケアの情報ノート」を作成しました。お

くすり手帳をはじめ、医療保険証、介護保険証、病院の診察カードなどを一括して保存・管理できる多機能の手帳カバーです。町内の65歳以上の方を対象に、調剤薬局等を

通じて配布します。お薬を受け取る際にお申し出

に、調剤薬局等を



おくすり手帳のほか、病院の診察券などが収納できます。

■企画財政課から

工業統計調査にご協力をお願いします

経済産業省では、製造業を営む事業所の1年間の生産活動の実態を調べるため、12月31日に工業統計調査を実施します。

愛南町では、約90の事業所が調査対象となります。調査対象とな

った事業所には、12月下旬から来年1月上旬にかけて統計調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

問合せ 企画財政課 TEL 7 2 1 7 3 1 7

■税務課から

事業主(給与支払者)の皆様へ 平成27年度から県内一斉に 個人住民税の特別徴収を完全実施します

愛媛県では、個人住民税の滞納の未然防止を図るため「個人住民税の普通徴収から特別徴収への切替」を推進してきまし

たが、平成27年度から県内一斉に個人住民税の特別徴収が完全実施となります。

【個人住民税の特別徴収とは】

① 事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である従業員等(給与所得者)に代わり、毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、町へ納入していただく制度です。

② 事業主は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、原則すべての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

※従業員は個人住民税は地方税法により、特別徴収での納付が義務付けられています。

【個人住民税の特別徴収Q&A】
事業主の事務負担が増える
Q 事業主の事務負担が増える
A 事業主の事務負担が増える

Q 事業主の事務負担が増える
A 事業主の事務負担が増える

ありません。

税額の計算は事業主の提出する給与支払報告書に基づいて町が行い、従業員ごとの住民税額をあらかじめ町から事業主に通知しますので、その税額を毎月の給与から天引きし、翌月の10日までに町に納めていただくこととなります。

また、従業員が常時10人未満の事業所は、町への申請により、年12回の納期を年2回とすることができ、その納期の特例。

Q 従業員(納税義務者)のメ
A リットはあるのですか。

普通徴収の納期が年4回であるのに対して、特別徴収は年12回の納期なので、従業員の1回当たりの納税額が少なくなり負担が緩和されます。

また、従業員が納税するため金融機関や町の窓口へ出向く手間が省け、納め忘れて滞納したり、延滞金がかかったりする心配がありません。

問合せ 税務課 TEL 7 2 1 7 3 0 1

■防災対策課から

防災フォーラムを開催します

「大規模災害に備えるまちづくり」をテーマに防災フォーラムを開催します。「災害に強い町」の実現をめざし、多くの方々のご来場をお待ちしています。

日時 12月15日(日)

14時30分～16時30分

場所 御荘文化センター

内容

① 基調講演

「大災害時の生活課題と、事前に備える地域づくり」
講師 神戸大学
社会科学系教育研究府
特命准教授 紅谷昇平氏

② 愛南町小学生東北地方視察研修事業報告会

③ 地域防災対策支援研究プロジェクトの取組について

問合せ 消防本部防災対策課

TEL 72-0131

■生涯学習課から

「平成26年愛南町成人式」開催のお知らせ

日時 平成26年1月3日(金)

受付 13時30分～13時50分
式典 14時～

場所 御荘文化センター

対象者 平成5年4月2日から平成6年4月1日生まれの方

その他 対象者には別途ご案内しますが、12月5日(木)までに通知書が届いていない場合、生涯学習課までご連絡ください。

また、生涯学習課では「新成人誓いの言葉」を募集しています。

問合せ

生涯学習課 TEL 73-1111



■防災対策課から

12月21日は「えひめ防災の日」、12月17日～23日は「えひめ防災週間」です

12月21日は、昭和南海地震(昭和21年)が発生した日です。

この日は、愛媛県防災対策基本条例により「えひめ防災の日」と定められ、県市町・消防・自主防災組織などが総ぐるみで、防災意識の啓発や防災訓練などに取り組むこととされています。また、12月17日(火)～23日(月・祝)は「えひめ防災週間」です。

今後発生が心配されている南海地震などの大規模災害が起きたとき、県市町・消防などの関係機関は救援・救助活動に全力を尽くしますが(公助)、まずは皆さん自身で自分の身を守ることが不可欠です(自助)。しかし、個人や家族の力だけではどうにもならない状況もありますので、隣近所や自主防災組織で助け合うことが大切になってきます(共助)。

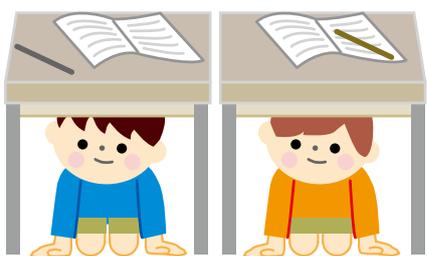
防災週間には次のことを行いましょう。

- 家族やご近所同士で誘い合っ
て防災訓練などに参加しま
しょう。
- 非常時持出袋の準備・確認を
しましょう。
- 避難所や避難路の確認、緊急
時の連絡先などを家族で話し
合いましょう。
- 家具などの転倒防止や家屋の
耐震化をしましょう。

問合せ

消防本部防災対策課

TEL 72-0131



■総務課から

年末年始の役場業務をお知らせします

役場本庁 (TEL 72-1211)	12月28日(土)から1月5日(日)まで休業 戸籍関係の届出の受付、埋火葬許可証の発行は行いません。
内海支所 (TEL 85-0311)	
御荘支所 (TEL 72-1111)	
一本松支所 (TEL 84-2211)	
西海支所 (TEL 82-1111)	
環境衛生センター (TEL 72-6955)	・1月1日(水)から1日3日(金)まで可燃ごみ収集業務は休み ・新聞、雑誌、ダンボールの持込みは、12月30日(月)15時まで ・粗大ごみの持込みは、12月27日(金)12時まで ※1月4日(土)は、新聞、雑誌、ダンボール及び粗大ごみ(可燃物に限ります。)の持込みができません。
クリーンセンター (TEL 84-3700)	12月29日(日)～1月3日(金)、1月5日(日)が休業
御荘夢創造館 (TEL 72-1116)	12月29日(日)から1月3日(金)まで休業
国保一本松病院 (TEL 84-2255)	
内海診療所 (TEL 85-0341)	12月28日(土)から1月5日(日)まで休業 ※内海診療所は、12月31日(火)が一般内科当直医となっております(9時から16時まで)。
御荘文化センター (TEL 73-1111)	
DE・あ・い・21 (TEL 85-1021)	
御荘B&G海洋センター (TEL 72-1117)	※12月28日(土)から1月7日(火)まで休業 ※27日(金)17時15分以降の施設利用はできません。
御荘霊苑 (TEL 72-4420)	12月30日(月)、1月1日(水)、1月3日(金)が休業
一本松温泉あけぼの荘 (TEL 84-3260)	年末年始、無休で営業

■建設課から

建築確認申請除外区域が廃止されます

建築基準法の規定により、宇和島都市計画区域及び愛南都市計画区域において指定している「建築確認申請除外区域」は、平成25年12月31日限りで廃止されます。これまでは、建築確認申請除外区域内では住宅等の小規模建築物は建築確認申請が不要でしたが、同都市計画区域内において、平成26年1月1日以降に着工するすべての建築物は、原則、建築確認申請が必要になります。なお、建築確認申請以外の建築基準法の適用は廃止の前後で変更はなく、すべての規定が適用されていますのでご注意ください。



○ 愛南都市計画区域

● 建築確認申請除外区域

※平成25年12月31日限りで廃止されます。

問合せ

建設課 TEL 72-7313

県南予地方局建築指導課

TEL 0895-22-5211

■町民課から

平成25年10月分からの年金額の

改定についてお知らせします

現在の年金額は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも高い水準（特例水準）となっています。段階的に特例水準を解消することにより、年金財源の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代のことも考慮し、世代間の公平を図ることになりました。新しい年金額は、年金額改定通

知書でお知らせします。同通知書は、12月13日（金）の支払に向け、原則として、年金振込通知書と一体となったお知らせ（ハガキ）で12月4日以降に日本年金機構から送付されます。

問合せ

宇和島年金事務所

お客様相談室

TEL 089512215569

■町民課から

国民年金保険料の納付方法として

「2年前納（口座振替）」が始まります

平成26年4月末の口座振替分から、割引額の大きな2年前納がご利用いただけるようになります。

2年前納（口座振替）のメリット

- ・2年間で1万4千円程度の割引になります（割引額は平成25年度の保険料の推計です）。
- ・2年前納分の金額がその年の社会保険料控除の対象となります。

問合せ

宇和島年金事務所 国民年金課

TEL 089512215344

今月の社会保険・

年金一日相談

○12月18日（水）

10時～15時30分

（城辺商工会館2階）

■町民課から

退職者医療制度についてお知らせします

国民健康保険（一般）に加入している方が退職被保険者・被扶養者の適用要件に該当している場合、本人の申請により「退職」への切替えを行っていましたが、12月から、担当課で要件確認ができた場合は届出を省略し、直接、退職被保険者証（水色）を送付します。

※切替えに必要な情報確認のため、お問い合わせをする場合があります。

※退職被保険者の適用を受けた方の保険料や負担割合は国民健康保険一般被保険者と同じです。

退職者医療制度とは：

国民健康保険の健全な運営の

ため、かかる医療費の一部を、被保険者が在籍していた会社や共済組合など（被用者保険）からの拠出金でまかなう制度です。

【適用要件】

○本人

65歳未満で厚生年金や各種共済組合などから老齢（退職）年金を受給していて、その加入期間が20年以上、又は40歳以降に10年以上ある方

○被扶養者

退職者本人の直系尊属、配偶者、3親等以内の親族、又は配偶者の父母と子で、年間収入130万円（障害者や60歳以上の方は180万円）未満の方

問合せ

町民課 TEL 7217300

税務課等から

12月納税等のお知らせ

固定資産税	3期分/4期分
国民健康保険税	7期分/10期分
介護保険料	7期分/10期分
後期高齢者医療保険料	6期分/9期分
保育所保育料	月末
下水道使用料	月末

町税を滞納している方には、まず督促状によって納税を促しています。町税を滞納されますと、本来、納めるべき税額のほかに延滞金がかかります。

①町税等、住宅使用料、住宅共益費、駐車場使用料は、毎月、当月分が月末に振替となります。

②下水道使用料・簡易水道使用料の振替日は毎月21日、再振替日は翌月の10日です。

※該当日が休日の場合は翌日となります。

可能な限り住み慣れた家・地域で安心して暮らすために

シリーズ①

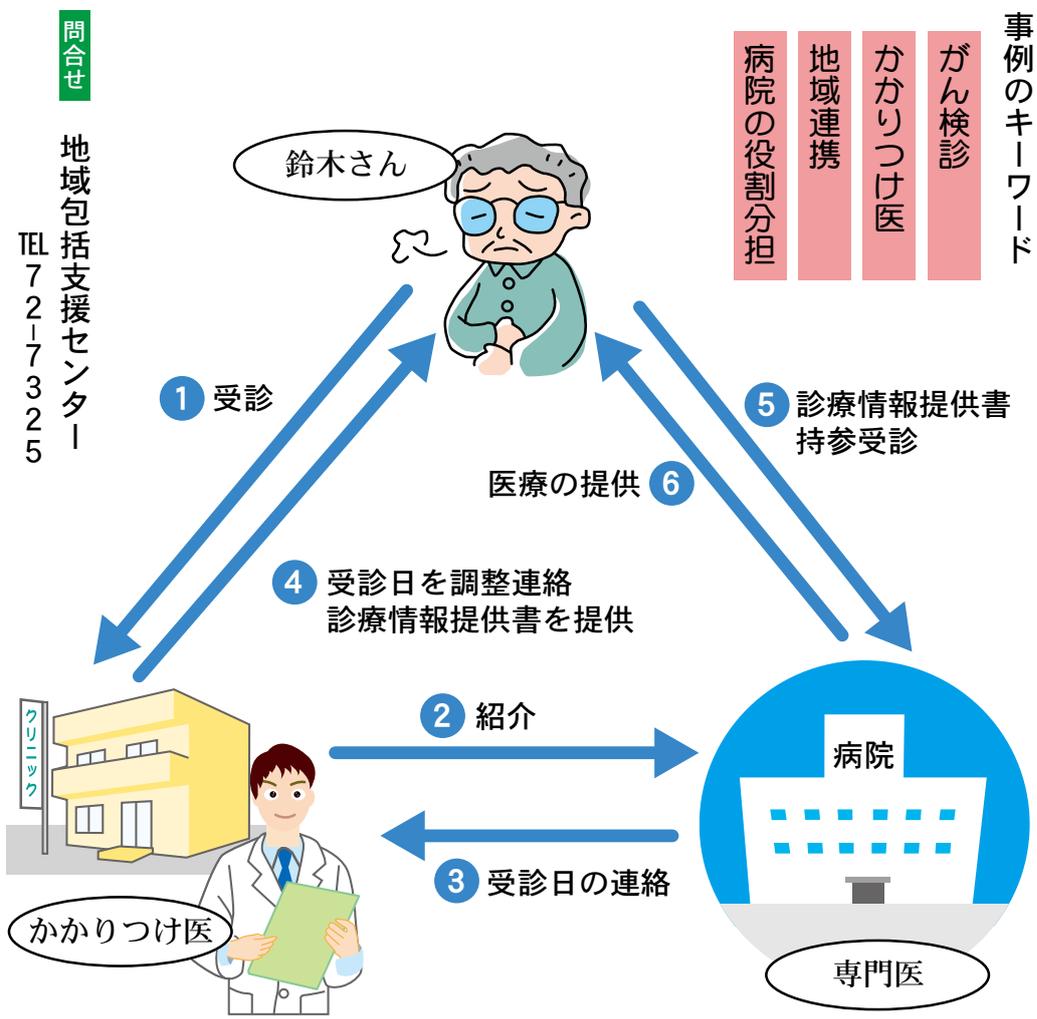
鈴木さん(仮名)は、65歳の男性です。最近、愛南町の胃がん検診を受けたところ、「精密検査の必要がある」といった結果が届きました。鈴木さんは、もうドキドキです。「どこにかかったらいいのかわからない」という不安が、手術が必要となったらどうしようかと、いろいろな考えが浮かんできます。

鈴木さんはどこに受診すればいいのでしょうか。鈴木さんは、高血圧で通院中のかかりつけ医が近くにあったので、かかりつけ医に検診結果を持参して受診しました。かかりつけ医は、胃カメラや血液検査

を行って、鈴木さんに「がんの可能性はある」と、専門的治療の必要性を説明し、専門医を受診することを勧めました。鈴木さんは、「がんだったらどうしよう」、「がんならば、専門の病院で治療を受けたい」と考えました。かかりつけ医にその旨を伝え、紹介状を書いてもらいました。紹介状は『診療情報提供書』といい、かかりつけ医で行った検査のデータや胃カメラの画像まで準備してくれました。また、地域連携という仕組みで専門医を受診する日の調整をし、予約をとってくれました。

このようにかかりつけ医から専門医にかかる際の手続きが、一連の仕組みとなり、病院の機能も役割分担しているのです。

事例のキーワード
がん検診
かかりつけ医
地域連携
病院の役割分担



心配ごと相談所

無料で民生児童委員2名が日常生活でかかえる心配ごとの相談をお受けします。

12月14日(土)・25日(水)

14時~16時

御荘老人福祉センター

福祉法律相談

無料で弁護士と民生児童委員が相談をお受けします。※1回の相談人数は8人までで事前予約が必要です。定員に達した場合は受付を終了します。

1月14日(火) 14時~16時

御荘老人福祉センター

詳しくは、社会福祉協議会本所(TEL70-1251)までお問い合わせください。

周知の埋蔵文化財 包蔵地のお知らせ

現在、町内には、文化財保護法により周知の埋蔵文化財包蔵地として守られている土地が68か所(平成25年4月現在)あります。これらの土地で土木工事などの開発行為にかかる場合、最低60日前までに県に届け出ることで義務付けられており、県からの指示がでるまで工事に取り掛かることはできません。さらに、発掘などの調査が必要になる場合もありますので、規模の大小に関係なく、お早めに生涯学習課にご相談ください。

■周知の埋蔵文化財とは

貝塚、古墳など外形的に判断できるもののほか、口伝、古文書、古地図、古絵図、調査研究報告書などによって土地の中に文化財が埋蔵されていることが、その地域社会に知られている土地のことをいいます。

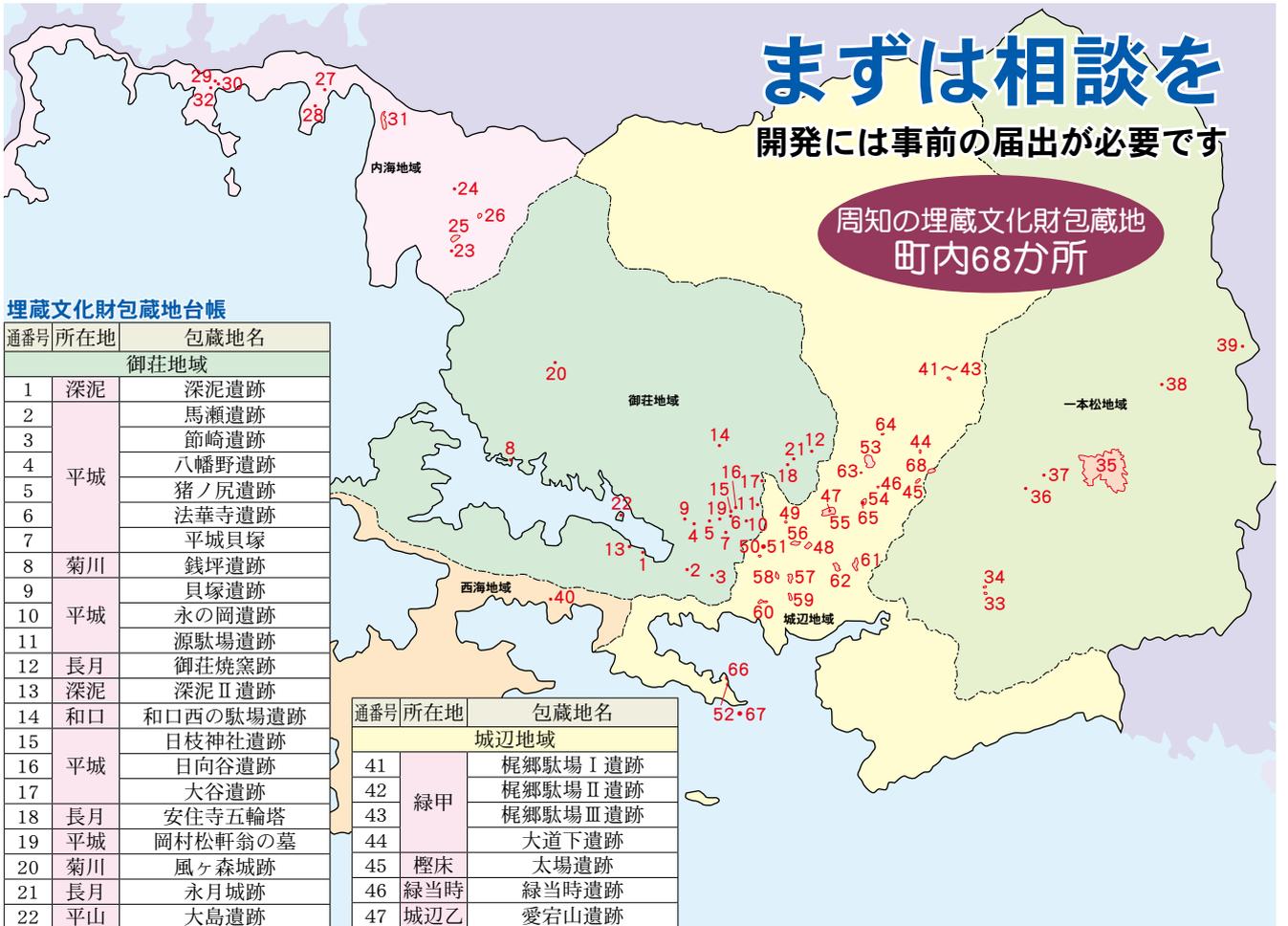
■開発行為とは

単に掘削行為だけでなく、盛土や構築物の建築などで実質的に遺跡(埋蔵文化財)の状況を変

まずは相談を

開発には事前の届出が必要です

周知の埋蔵文化財包蔵地
町内68か所



埋蔵文化財包蔵地台帳

通番号	所在地	包蔵地名
御荘地域		
1	深泥	深泥遺跡
2	平城	馬瀬遺跡
3		節崎遺跡
4		八幡野遺跡
5		猪ノ尻遺跡
6		法華寺遺跡
7	平城	平城貝塚
8		平城貝塚
9	菊川	銭坪遺跡
10	平城	貝塚遺跡
11		永の岡遺跡
12	源駒場遺跡	
13	長月	御荘焼窯跡
14	深泥	深泥Ⅱ遺跡
15	和口	和口西の駒場遺跡
16	平城	日枝神社遺跡
17		日向谷遺跡
18	長月	大谷遺跡
19	平城	安住寺五輪塔
20	菊川	岡村松軒翁の墓
21	長月	風ヶ森城跡
22	平山	永月城跡
23	平山	大島遺跡
24		串ヶ岡(赤檜)城跡
25		鳥巢(城首・鳥首)城跡
26		矢落遺跡
27		小山畑遺跡
28	平碇	本谷しく様遺跡
29		白王山遺跡
30	油袋	五輪墓跡
31		五輪墓跡
32	須ノ川	法華石城跡
33	油袋	五輪墓跡
34		五輪墓跡
一本松地域		
35	中川	茶堂遺跡
36		茶堂Ⅱ遺跡
37	増田	猿越城跡
38	広見	札掛遺跡
39		広見遺跡
40	増田	峠の城跡
41	正木	△ソノ城跡
西海地域		
42	小浦	小浦墓地

通番号	所在地	包蔵地名
城辺地域		
41	緑甲	梶郷駄場Ⅰ遺跡
42		梶郷駄場Ⅱ遺跡
43		梶郷駄場Ⅲ遺跡
44	檜床	大道下遺跡
45		太場遺跡
46	緑当時	緑当時遺跡
47	城辺乙	愛宕山遺跡
48	城辺甲	城辺小学校校庭遺跡
49	城辺乙	三島岡遺跡
50	城辺甲	久保遺跡
51	鳥越	鳥越遺跡
52	久良	天嶺の鼻遺跡
53	緑乙	緑城跡
54	城辺甲	数城跡
55	城辺乙	御陣山城跡
56	城辺甲	常盤城跡
57	城辺甲	大森城跡
58	久保	大谷の砦跡
59	舗越	太郎谷砦跡
60	古月	鷹の巣城跡
61	長野	不老の砦跡
62	下長野	一夜城跡
63	緑	御荘焼一木窯跡
64		御荘焼早崎窯跡
65	豊田	御荘焼豊田窯跡
66	天嶺鼻	高野長英築造の台場跡
67		天嶺の鼻砲台石塁
68	檜床	ホリキリ

化させたり、事後の調査を不可能にする行為のことをいいます。

■不明な時は(まずは相談を)
ご自身の所有する土地が、周知の埋蔵文化財包蔵地であるかどうか不明な場合は生涯学習課で確認ができますので、お早めにご連絡ください。

問合せ

生涯学習課 TEL 73-1111